

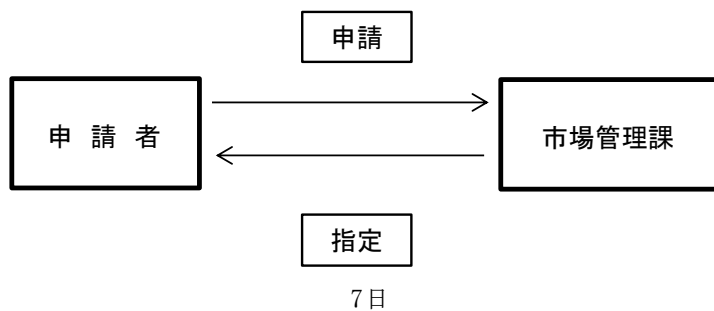
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 43

処 分 名	市場外保管場所の指定	
処 分 の 概 要	市場外の保管場所の指定を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)	
条 項	第43条第3項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
審 査 基 準	未設定	
<p>【根拠法令等】 松山市公設水産地方卸売市場業務条例 (市場外にある物品の卸売等) 第43条 3 卸売業者は、市場外の場所を取扱品目に属する物品を搬入して卸売をするときは、その保管場所について、規則で定めるところにより、市長の指定を受けなければならない。</p> <p>松山市公設水産地方卸売市場業務条例施行規則 (市場外にある物品の卸売の報告等) 第43条 卸売業者は、条例第43条第1項の規定により、市場内にある物品以外の物品の卸売をしたときは、毎月10日までに前月中に卸売をした当該物品について、第34号様式により市長に報告しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、条例第43条第3項の市長の指定を受けようとするときは、第35号様式により、これに次に掲げる書類を添えて申し出なければならない。</p> (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 指定の必要性を記載した書面		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。